

公的価格評価検討委員会中間整理（案）への意見

令和3年12月21日

公的価格評価検討委員会構成員 菊池馨実

（早稲田大学法学学術院教授）

所用により本会合を欠席しますので、書面にて下記のとおり意見を述べます。

・短期間で中間整理に向けたとりまとめを行っていただいた事務局のご尽力に敬意を表する。中間整理案の内容について、とくに修正を求めるものはないが、最後に書かれているように、引き続き処遇改善に向けた政策手法を実現する観点から、諸課題につき検討がなされることを希望する。

・そのうえで、今後の処遇改善に向けた課題を2点、改めて指摘したい。いずれも第2回の委員会で私が発言した内容とおおむね重なるものである。

・第1に、中間整理案で、「今後の処遇改善を行うに当たっては、これまでの措置の実効性を検証するとともに、……対象外となった職種も含め、検証を行うべきである。」とされているが、とりわけ介護・福祉分野にあつては、直接処遇にあたる職員のみならず、相談支援業務にあつている職員（介護支援専門員、相談支援専門員など）も、サービスコーディネーター、ケアマネジメントといったケアの実質的な保障に大きく貢献していること等に鑑みて、処遇改善の直接の対象として拡げる方向での検討を望む。金銭やサービスなどの「給付」でなくとも、個々の利用者や要支援者のニーズに合わせた個別的な相談支援（いわゆるソーシャルワーク）は、広い意味での社会保障「給付」ともいふべき専門性の高い業務であり、もっと経済的に評価されて然るべきものとする。

・第2に、医療保険と介護保険は、社会保険の仕組みを用いていることから、中長期的な処遇改善については、法定の公費負担・利用者負担と並んで、保険料財源に依拠せざるを得ないことを改めて確認しておきたい。戦後日本の社会保障制度の基盤を形成した重要な政府文書である1950年社会保障制度審議会勧告は、冒頭で、「社会保障の中心をなすものは自らをしてそれに必要な経費を拠出せしめるところの社会保険制度でなければならない。」と述べ、以来70年余にわたり、社会保険制度が日本の社会保障制度の根幹をなすものとして、今日に至っている。公費負担の傾斜的配分による負担能力の格差是正といった配慮はなされるにせよ、保険料拠出と給付のけん連性（ないし対価性）という社会保険の基本的仕組みが、受給者の権利性の確立に寄与してきたことは疑いなく、その意味でも保険料を通じての財源調達は、財源としての安定性のみならず、丁寧な説明を尽くすことで関係者間でのコンセンサスを得ることも十分に可能ではないかと考える。

以上